

期日前投票立会人を募集します

石川町選挙管理委員会では、選挙に関心をもっていただき、選挙をより身近なものに感じていただけるよう、令和7年度及び8年度に執行される各種選挙における「期日前投票立会人」を募集します。応募いただいた方は令和7年度及び8年度分期日前投票立会人候補者として登録し、選挙があるごとに従事の可否などを確認します。

1 職務内容

期日前投票所の投票に立ち会い、投票が公正・適正に行われているかを確認していただきます。（詳細は裏面に掲載しています）

2 応募資格

石川町内在住の選挙権を有する方

3 募集期間

令和7年2月3日（月）～2月28日（金）

4 立会日時

日 時：選挙の告示（公示）日の翌日から投票日の前日まで

午前8時30分～午後8時まで

※各日2名ずつ立会います。1名あたり数日程度の立会いをお願いする予定です。
※応募者多数の場合は、従事いただけない場合がありますのでご了承ください。

5 報酬

1日につき9,600円（規定の源泉徴収所得税を控除します）

6 申込方法

申込書に必要事項を記入の上、石川町選挙管理委員会事務局（役場 総務課内）にご持参いただくか、郵送で提出してください。

【申込先】

〒963-7893 石川町字長久保185番地の4 石川町選挙管理委員会事務局

※申込書は、選挙管理委員会事務局（役場総務課内）にあります。

町ホームページからダウンロードも可能です。

投票立会人の職務について

1 投票立会人の職務

投票立会人は、投票が行われる際に、投票事務に参加するとともに、投票事務の執行が公正に行われるように立ち会うことがその役目です。

その担任する事務の主なものは次のとおりです。

1) 投票事務の全般について立ち会うこと。

- (1) 投票所の開閉に立ち会うこと。
- (2) 最初の選挙人が投票する前に投票所内にいる選挙人とともに投票箱に何も入っていないことの確認に立ち会うこと。
- (3) 選挙人の選挙人名簿（抄本）との対照及び投票用紙の交付に立ち会うこと。
- (4) 選挙人に対する投票用紙交付に立ち会うこと。
- (5) 不在者投票の投函に立ち会うこと。
- (6) 投票箱の閉鎖に立ち会うこと。
- (7) その他投票手続きの全般について立ち会うこと。

2) 意見を述べること。

- (1) 次の場合に意見を述べることができる。なお、投票管理者は、投票立会人の意見は聞くが、それに拘束されることなく自らの判断によって決定することができる。
 - ア 投票を拒否することについて意見を求められたとき。
 - イ 代理投票を拒否することについて意見を求められたとき。
 - ウ 代理投票補助者の選任について意見を求められたとき。
 - エ 不在者投票を受理するかどうかについての意見を求められたとき。
 - オ 受理の決定を受けた不在者投票の代理投票の仮投票があるときに拒否するかどうかについて意見を求められたとき。

2 投票立会人の心がまえ

投票立会人は、投票管理者のもとにおいて、投票事務の公平を確保するための公益代表として、投票事務全般に立ち会う重要な職責を有するものであり、次の諸点に注意しなければなりません。

- (1) 定刻の時間までに印鑑を持って参会すること。

※ やむを得ない事情により参会できないときは、速やかに選挙管理委員会と投票管理者に連絡してください。

- (2) 投票立会人は、投票事務が公正、適確かつ、迅速に処理され、選挙人が自由な意思にしたがって投票できるよう投票管理者に協力すること。
- (3) みだりに投票所外へ出ないこと。（用便やその他やむを得ない理由がある場合の他は席を立たないこと。）
- (4) 投票立会人は、ひとたび承諾して立会人となった以上は、その職責上、病気その他やむを得ない事故等の正当な理由がある場合を除き、辞職することができません。